

他に、通称や字を併用することは、明治5年5月7日の太政官布告第149号によって禁止されたので廃絶したが、号だけは、今日もなお一部に用いられている。特に、文学者・芸術家・芸能人などの、社会的な第一標識として通用している。

注(2) P.217の注(5)参照

高貴の人名を敬避して、同一字を含む自己の名を改めることも行われた。「片倉代々記」卷之8乾に『二代重綱 正保二年〔1645〕乙酉正月五日朝、重長、旧名重綱是より先公方〔徳川家光〕の若君家綱公〔後に第4代将軍となる。〕御諱字を避て重長となる。』などの例があります。また、地名などにさえこれを避けた。仙台領内の「村」に「邑」の字を当てたのは、その一例である。「封内風土記」の凡例に『凡村字。避邦君之諱。以邑字易之。』とある。

注(3) 将軍の尊称。源頼朝のことを敬っていいう。

注(4) 名字状〔みょうじじょう〕・名字折紙・一字書出〔いちじかきだし〕・一字状・加冠状ともいい、一字拝領の時に用いられた。この文書〔もんじょ〕の形式は、折紙〔おりがみ〕。奉書・鳥子・檀紙などの全紙を横に二つに折ったもので、公式の文書・消息・進物の目録・鑑定書などに用いる〕に袖判〔文書の紙端に署した花押〕を署し、次に授ける一字を大書して宛名を記すが、簡単なため却って書式が固定していたわけではない。

資料 貞山公治家記録卷之22

伊達正統世次考卷之1上(伊達綱村)

日本史辞典増補改訂版(京都大学文学部国史研究室編)

## 19. 征蛮詩の作者は誰か

問 斎藤莊次郎著「伊達政宗公」の225ページに載っている『邪法迷邦唱不終……』の漢詩は誰の作ですか。

答 この漢詩は、元禄16年〔1703〕に編纂成った「貞山公治家記録」附録之1に、『御著述及ヒ言行等或ハ年月不知或ハ年月ニ不関者此卷ニ載ス……

欲征南蛮時作此詩

(1)

邪法迷邦唱不終欲征蛮国未成功図南鵬翼何時奮久待扶搖万里風<sup>(2)</sup>とあり、遣使目的即ち、「貞山公治家記録」卷之23、慶長18年〔1613〕9月15日の条<sup>(3)</sup>『此日南蛮国へ渡サル黒船、牡鹿郡月浦ヨリ発ス。……今度、公、南蛮へ船ヲ渡サル事、其地ノ様子ヲ検察セシメ、上意ヲ経テ攻取り玉フヘキ御

内存ナリト云云。』と符節を合わせてあり、伊達政宗の作と伝えられてきました。この詩の文献初出は、これよりも約40年前の寛文初年〔1661～〕に成立した「仙台黄門譜」（内藤以貫）ですが、『然不嘗留其詩稿、及得在人口者……』と記してあり、政宗作とするには、根拠薄弱であります。<sup>(5)</sup>  
「伊達政宗と太平洋」（小倉博。昭和16年12月「仙台郷土研究」第11巻第12号の内）に、「政宗公の作と伝へられている詩……「邪法迷邦唱不終……」。題は「欲征南蛮時作此詩」とあり、内容も公の南蛮国征伐の志を述べてゐる。仙台では從来この詩に依って、政宗の南蛮遣使の真意は、南蛮国征伐の準備として彼の国の国情を偵察させるにあると信ぜられてゐたが、この詩が果して公の作であるかは甚疑はしく、又南蛮征伐の志ということも遣使の事実と合致しない。』、「伊達政宗」（小林清治）にも『征蛮の詩を政宗の作とする確証はない。これをその附録に収める「治家記録」は、政宗の死後六十七年を経た元禄十六年（1703）に編まれたものである。これを政宗の作とするにせよ、真情を吐露したものとすることは、詩の文学的性質と政宗の立場を考えるならば、安易な態度といえる。朝鮮・琉球ならいざ知らず、世界の大強国であり大海の彼方にあるスペイン王国をば、いかに勢威ありとはいへ一大名が征伐するということは無謀といわざるを得ない。政宗のとるところではあるまい。』とあるように、政宗作と断定するには、疑問点が少くありません。

しかしながら、これをしも、敢て政宗作と作為し喧伝しなければならなかつた理由は何か、それは國禁に抵触し兼ねない遣使目的を全面抹消し、逸早く征蛮説にすり替えて正当化し、対幕府的の禍根を絶つ遠謀が生み出したものであるといえます。「伊達政宗」（渡部義顯）が、『彼の邪法の漢詩の如きは、通商貿易の目的及文化の輸入策を公けにすることを憚り、暗に侵略主義を公表して、以て世の非難を避くる第一策たりしが如し。』。「政宗卿の書状を通して観た南蛮遣使の目的」（小倉博。昭和15年7月「仙台郷土研究」第10巻第7号の内）に、「『黄門譜』が攻略説の証拠として挙げた「邪法迷邦」の詩が果して政宗卿の作であるか、甚疑はしく、寧遣使の遂行された後切支丹禁制が厳しくなったために、仙台藩では邪教を信じなかつた、南蛮遣使は眞実であるけれどもそれは邪教信仰とは全く無関係であり、却って蛮国攻略の方便であったと弁解し、それを政宗卿の真意であるとして何人かが作ったのが卿の作と信じられるようになり「黄門譜」で敷衍〔ふえん〕されたのであろう。』と述べています。更に征蛮説なるものの真偽について、詳しく論及したものに、「南蛮遣使の目的は蛮国攻略に在るといふ説—仙台に於ける切支丹宗関係抹消運動—」（小倉博。昭和13年2月「仙台郷土研究」第8巻第2号の内）があります。やがて鎖国太平の時代に入ると、征蛮説を強調する要も薄れていったようです。「寛政重修諸家譜」卷第762〔寛政11（1799）着手、文化9（1812）大成〕に、「政宗……〔慶長十八年〕八月十五日仰をうけたまはりて向井将監忠勝とはかり、あらたに船を作成し、江戸に在留せし南蛮人楚天呂〔ソテロ〕をくりかへすにより御具足御屏風等をかの国にたまはる。九月十五日忠勝が配下のもの、政宗が家臣支倉六右衛門常長をよび南蛮人あはせて百八十人餘領國牡鹿郡月浦を出帆す。……」と書上により記載されています。このようにして、遣使の事実がいつか地元でも忘れ去られてしまい、苦肉の詩「邪法迷邦唱」<sup>(7)</sup>

不終……」だけが、英雄政宗一代中の絶唱とされて、人口に膾炙してきたのであります。

注(1) もと、中国では自国を中華と称し、四方を東夷・西戎・南蛮・北狄〔ほくてき〕と蔑称したのであるが、天文中國を経て九州辺の港湾に入出する外国船が、何れも南方から来るところから、当時西洋を指して南蛮といった。

注(2) 天文19年〔1550〕 ジェスイット派のフランシスコ・デ・ザビエル等が、我国に伝えた天主公教。切支丹。

注(3) 鵬が翼を張って南冥に行くことを企てる。大事業を計画する喻。南冥は南海。「莊子」の逍遙遊の篇に『鵬翼図南且適南冥也』とある。

注(4) 大風の巻きのぼるもの。

「征蛮詩」を解釈したものに「伊達政宗卿詩歌要釈」（鈴木栄一郎・千坂庸夫。昭和11、仙台扶搖会刊）がある。

注(5) P 347 の注(1)参照。

注(6) 『慶長十八年政宗公の南蛮遣使についてその目的を記したのは「仙台黄門譜」が最初である。尤もこれよりも前に「真山記」（政宗公に仕へた真山正兵衛の日記、治家記録引証記に収載）があり、その同年九月（八月とあるのは誤記）十五日使節出帆の記事は「治家記録抜書」や「貞山公治家記録」の唯一の根拠になるのであるけれども、遣使の目的に就いては全く記載が無い。左に「仙台黄門譜」以下遣使の目的に関する記事を年代順に列挙する。

〔仙台黄門譜〕 内藤以貫（元禄五年〔1692〕歿）著、単に「黄門譜」ともいふ。

慶長十一年

當時南蛮邪法之盛於我邦、大守深惡其邪法、以為虜〔ぼう。あぶ〕賊、欲得台命征南蛮、以故先從向井將監忠勝倩〔やとい〕得篙師〔こうし〕。船差。小なさし。舟の棹をさす人十人、令支倉六右衛門松本忠作西九助田中太郎右衛門及雜類若干航海如〔ゆき〕南蛮以覗〔うかがう〕其國俗、蹕〔こえ〕年方造〔いたる〕焉、蛮人初驚、終馴且親、交易方物、共談其國事其情如故旧、遂延六右衛門忠作等謁見大王、故得久遊都邑詳覗國俗也、而歷年方告帰、多得方物、伴蛮夷一人而帰曰、蛮國雖廣大、風氣俗習甚柔弱也、用我兵征於彼、猶鼓烈風掃枯葉耳、大守聞而一舉万里之思益切也、然及是時耶蘇禁制之令甚嚴、人知其邪法而無入宗門者也、因此憚公儀不能受台命、是故竟無征蛮拳也、（この文は「治家記録引証記」にも載せてある）毎花晨〔かしん。花の朝〕月夕有詩歌之会雅詩逸作不鮮〔すくなくから〕矣、然嘗留其詩稿、乃得在人口者載五首、歌在別集、不贅于茲〔ここに〕也、（○詩四首略）

嘗欲征南蛮時作此詩

邪法迷邦唱不終、欲征蛮国未成功、図南鵬翼何時奮、久待扶搖万里風、（この詩は「貞

「山公治家記録」附録にも載せてある)

〔治家記録抜書〕本名「高祖父輝宗曾祖父政宗祖父忠宗記録抜書」享保二年〔1717〕幕命によって作成した書上

一同年（○慶長十八年）政宗方より南蛮へ船を渡候付而、在江戸より向井将監申合、於國許船仕立、八月（○九月の誤）十五日領分牡鹿郡月浦より舟出仕候、支倉六右衛門并侍十人許、向井将監内之者十人程、南蛮人四十人程、惣人數百八十餘參申候由、八月二十一日南蛮人そてろと申候ヲ城中におけるて政宗対面仕候、右ハ船を渡申ニ付國元ニ罷在候と相見申候、南蛮へ舟渡之儀ハ、彼國之様子承言上仕、攻取度内存ニ而候由申伝候得共、不慥〔たしか〕候、（大槻博士の「伊達政宗南蛮通信事略」に此の記事を「真山記」に在るとしたのは誤解である）

〔貞山公治家記録〕元禄十六年〔1703〕成

慶長十八年九月十五日

此日南蛮国へ渡サル黒船牡鹿郡月浦ヨリ発ス（○中略、真山記と略同じ記事がある）、今度、公南蛮へ船ヲ渡サル事、其地ノ様子ヲ検察セシメ上意ヲ経テ攻取玉フヘキ御内存ナリト云云、

〔古談筆乘〕蜂屋又右衛門可敬（享保十二年〔1727〕歿）著

貞山公聘使南蛮国、俗未詳何為也、是欲謀其邦之所耳聞〔じぶん〕也、……支倉六右衛門為使、……六年而還、……捧南蛮王答書及諸品贈物、……他日公有詩曰、邪法迷邦唱不終云云、其不征也以兵糧難統也云、

「仙台人物史」（虎岩道説著）の内藤以貫伝に、寛文中（○四年）林大学頭が幕命に依って国史（○本朝通鑑）を修する時諸侯から家譜を上らせたが、仙台綱村公は以貫をして政宗忠宗二公の年譜を撰せしめて、之を林家に送ったとある。「仙台黄門譜」は、その政宗公年譜の稿本か、稿本そのものでなくとも、年譜撰定と同じ機会に寛文初年に作られたものと見てよからう。この書の記事に依れば、寛文初年頃には彼の有名な「邪法迷邦」の詩が政宗公の作として人口に膾炙してゐた。而して記事の文中に邪法、万里、征蛮詩の中の語を採ったのを見ると、この記事は詩の意味を敷衍強調して、之を「真山記」から得た材料（向井将監以下の人名）に添加したことが明かである。寛文初年は政宗公逝去の寛永十三年〔1636〕を距ること約三十年であるが、この約三十年間に征蛮説が世上に釀成されたのである。しかし征蛮説を確証すべき史料は更に無く、「黄門譜」が征蛮の挙の無かった理由として耶蘇教禁制の厳しくなった事を挙げたのも甚不徹底である。

次に「治家記録抜書」は貞享二年〔1685〕の編纂で、「黄門譜」に二十年程後れているが、征蛮説に関しては『彼國の様子承言上仕、攻取度内存ニ而候由申伝候得共、不慥候』一蛮国を偵察させてその実情を聞き幕府に稟申の上攻略しようという意図があったと世上に申

伝へてゐるけれども、それは慥でない一と、之を承認するに躊躇してゐるやうな口吻であるが、これが正しい説明である。それが「貞山公治家記録」に至っては、『不慥候』を削除し、『其地ノ様子ヲ検察セシメ、上意ヲ得テ攻取玉フヘキ御内存ナリト云云』と征蛮説を確認するやうな態度である。爾来最近に至るまで二百數十年を経る間に征蛮説が一般に信ぜられて來た「古談筆乗」の記事なども此の傾向を助長するに力のあったものであらう。征蛮説はかやうな事情で發展したのである。その成立は個人の作意といふよりも寧ろ社会の事情に基因を有つてゐると思はれる。即ち政宗公薨去後は切支丹禁圧が一層厳しくなり、寛永十六年〔1639〕には仙台にも大処刑が行はれ、その後も禁圧の手は弛められなかつた。かういふ時世では、政宗公が切支丹に同情を有つてゐたとあっては仙台の瑕瑾〔かきん〕になるから、南蛮遣使の事実は事實として、之に弁解的な説明が加へられるのは自然である。仙台藩内に於けるかういふ思想から「邪法迷邦」の詩が生れ、（政宗公の作であるといふ確証は無い）、「黃門譜」が之に基いて、冒頭から『大守深惡其邪法』と断定し、遣使の目的として、豊太閤の大明国征伐を聯想したやうな、又稀世の武将として見た政宗公にあり得るやうな、壯快極まる蛮国征伐を描いたのである。又使節支倉の家としても、六右衛門常長が切支丹に帰依したとあっては類族が邪宗門の嫌疑を蒙らねばならず、現に常長の子常頼の従僕與五右衛門夫婦が切支丹の廉で寛永十四年〔1637〕死刑に処せられ、常頼自身も弟や従僕太郎左衛門夫婦及びその子に連坐して同十七年〔1640〕斬〔罪〕に処せられた。それから二十九年目の寛文八年〔1668〕に常頼の子又兵衛常信が赦され、禄を五十石に減らされ辛うじて土籍に復した。けれども支倉氏としては益切支丹宗と無関係なことを表明せねがならないわけであつて、延宝五年〔1677〕に常信はその書上に

祖父支倉六右衛門從貞山様慶長十八年南蛮江御使者に被仰付候、幾里志丹〔きりしたん〕宗門に不罷成候得者帝王江御目見御返書受取申儀不罷成候付而、無是非於彼地右宗門に罷成、御使者首尾能相勤、八ヶ年に而元和六年〔1616〕に罷帰云云

と記した。かやうに切支丹関係抹消運動が諸方面に行はれた。

要するに南蛮遣使の目的が蛮国攻略にあるとする説は政宗公、延いては仙台藩を切支丹宗から切離してしまはうといふ藩一般の思想から生れた運動である。』

注(7) 政宗の遣使のこととも、支倉六右衛門の名も、長い間歴史の中に埋設して忘れ去られてしまっていた。明治6年5月特命全権大使岩倉具視の一通が、ベニスの文書館を観察した時示された2通の文書に、「支倉六右衛門長恒」の署名があった。その「長恒」が何者か、歴史家久米邦武にさえ見当がつかなかった。政宗の遣使についても、「伊達氏ノ西洋ニ交通スルハ、殆ト怪ムヘキニ似タリ」と否定している。「米欧回覧実記」（久米邦武）第4編第78巻に、『……「アルチーフ」ノ書庫ニ至ル、此庫ニハ、紀元七百年來ノ文書典冊ヲ蓄蔵ス、スヘテ一百三十万冊ニ及フ、……此書庫ニ、本朝ノ大友氏ヨリ遣ハセシ使臣ヨリ送

リタル書翰二枚ヲ藏ス、其遣紙ヲ一見センコトヲ望ミシニ、挿紙ヨリ取出シテ示シタリ、  
皆西洋紙ニ羅甸〔ラテン〕文字ニテ書セル書翰ニテ、末ニ本人直筆ノ署名アリ、鋼筆ニテ  
書セルモノナリ、岩倉大使、余ヲシテ模写セシム、左ノ如シ

ふひりへとん [ドン・フィリップ=クリスチャンネーム]

支倉六右衛門

長恒 花押

一千六百十五年二月廿四日 トアリ [元和元年]

はせくら六右衛門

とんひりへ

長恒 花押

一千六百十六年 トアリ [元和二年]

外ニ日本使臣書翰五葉アリ、皆横文字ナルユエ、筆者ニ写取ラシメ、贈与アランコトヲ囑  
請シテ帰レリ、其五葉ノ書ハ、一千五百八十五乃至七年（我天正ノ季〔すえ〕）マテ、大  
友家ノ使臣、羅馬及威尼斯〔ベニス〕ニ至リシトキノ往復文ナリ、此支倉六右衛門ハ、是  
ヨリ三十年モ後レテ至リタレハ、大友家ノ使臣ニハ非ルヘシ、……此時大友家モ已ニ滅国  
セリ、此支倉ハ、其遣臣ノ信ニ篤キモノ歟、或ハ當時大坂ノ戦争ニヨリ、豊家ノ残党航渡  
シ、再興ヲ謀リシ、權謀ニ出ル歟、……或ハ謂フ、支倉ハ仙台ノ伊達政宗ノ家臣ナリト、  
伊達氏ノ西洋ニ交通スルハ、殆ド怪ムヘキニ似タリ、聞ク所ヲ録シ、史家ノ考ニ備フ、』  
と記されてある。明治9年6月、明治天皇東北巡幸の折、仙台の博覧会に伊達家が出品し  
た中に、常長画像があった。前年岩倉大使に随行し、この時東京日々新聞社長になっていた  
福地源一郎は、このニュースを受けると、3年前ベニスで実見した支倉文書を想い起し、  
伊達政宗遣使の事実を考証して同紙面を飾った。ここに、伊達氏遣使のことが、日本歴史  
の上に復活することになったのである。

資料 真山公治家記録附録之1

南蛮遣使の目的は蛮国攻略に在るといふ説一仙台に於ける切支丹宗関係抹消運動一（小倉  
博。「仙台郷土研究」第8巻第2号の内）